

第五条を削る。

第四条の見出しを(市町村計画)に改め、同条第一項中「整備基本方針に基づき」を「総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に即して」に改め、当該市町村の下に「の地域」を加え、公的介護施設等の整備に関する計画(以下「市町村整備計画」を「医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(以下「市町村計画」に改め、同条第二項中「市町村整備計画」を「市町村計画」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 医療介護総合確保区域ごとの当該区域又は当該市町村の区域における医療及び介護の総合的な確保に関する目標及び計画期間

第四条第二項第二号中「日常生活圏域又は当該市町村の区域において」を「地域における医療及び介護の総合的な確保のために」に改め、同号八を同号二とし、同号口中「日常生活圏域」を「医療介護総合確保区域」に改め、同号口を同号八とし、同号イ中「日常生活圏域」を「医療介護総合確保区域」に改め、同号イを同号口とし、同号イとして次のように加える。

イ 地域における医療及び介護の総合的な確保のための医療介護総合確保区域又は当該市町村の区域における居宅等における医療の提供に関する事業

第四条第二項第三号中「厚生労働省令で定める」を「地域における医療及び介護の総合的な確保のために必要な」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 市町村は、市町村計画を作成するに当たっては、介護保険法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図らなければならない。

第四条第四項中「市町村整備計画」を「市町村計画」に、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、都道府県にその写しを送付しなければ」を「これを当該市町村の属する都道府県に提出しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村は、市町村計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(基金)

第六条 都道府県が、都道府県計画に掲げられた第四条第二項第二号に掲げる事業(第九条において「都道府県事業」という。)に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設ける場合には、国は、政令で定めるところにより、その財源に充てるために必要な資金の三分の二を負担するものとする。

(財源の確保)

第七条 前条の基金の財源に充てるために、同条の規定により国が負担する費用については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の施行により増加する消費税の収入をもつて充てるものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

(都道府県計画)

第四条 都道府県は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に即して、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(以下「都道府県計画」という。)を作成することができる。

2 都道府県計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 医療介護総合確保区域(地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、医療機関の施設及び設備並びに公的介護施設等及び特定民間施設の整備の状況その他の条件からみて医療及び介護の総合的な確保を図るべき区域をいう。以下同じ。)ごとの当該区域における医療及び介護の総合的な確保に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項

イ 地域における医療及び介護の総合的な確保のための医療介護総合確保区域における居宅等(居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。次条第二項第二号イにおいて同じ。)における医療の提供に関する事業(同条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同号イに掲げる事業を含む。)

ロ 公的介護施設等の整備に関する事業(次条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同条第二項第二号ロ及びハに掲げる事業を含む。)

ハ 医療従事者の確保に関する事業

ニ 介護従事者の確保に関する事業

ホ その他地域における医療及び介護の総合的な確保のために実施する必要があるものとして厚生労働省令で定める事業(次条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同条第二項第二号ニに掲げる事業を含む。)

三 その他地域における医療及び介護の総合的な確保のために必要な事項

3 都道府県は、都道府県計画を作成するに当たっては、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画との整合性の確保を図らなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 都道府県は、都道府県計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正)

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

(医療法の一部改正)

第三条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の三」の下に「第三十条の三の二」を加え、第三節 医療従事者の確保等に関する施策等(第三十条の十二・第三十条の十三)を「第三節 地域における病床の機能の分化及び連携の推進(第三十条の十二)」と、第四節 医療従事者の確保等に関する施策等(第三十条の十三・第三十条の二十一)に「第四節 公的医療機関」を、「第五節 公的医療機関」に改める。

第一条の二第二項中居宅等の下に(居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。)を加え、(以下「医療機能」という。)を削る。

第四条第一項第一号中「医療従事者」の下に(以下単に「医療従事者」という。)を加える。

第六条の二に次の一項を加える。

3 国民は、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の重要性についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けるよう努めなければならない。

第六条の五第一項第七号中「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の」を削り、「これらの者」を「当該医療従事者」に改める。